官

の

1

0

 $\triangleright$ 

 $\bigcirc$ 



(号 外) 独立行政法人国立印刷局

目 次

〇障害者の日常生活及び社会生活を総 労働・農林水産・経済産業・国土交 合的に支援するための法律施行規則 法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務・法務・財務・厚生

〇携帯音声通信事業者による契約者等 の不正な利用の防止に関する法律施 の本人確認等及び携帯音声通信役務 行規則の一部を改正する省令

ᄪ

O租税特別措置法施行規則等の一部を

法律施行規則等の一部を改正する省 (厚生労働九九)

る省令を廃止する省令(同一〇〇)

# 府令・省令

○犯罪による収益の移転防止に関する

# (内閣府・厚生労働一三) 一部を改正する命令

O外国為替に関する省令の一部を改正 する省令 (財務四五) (総務六六)

〇特別児童扶養手当等の支給に関する 改正する省令(同四六)

○特別児童扶養手当証書の様式を定め

## 告

示

〇日高山脈襟裳国定公園の指定を解除 する件(環境四三)

〇日高山脈襟裳十勝国立公園の公園計 画を決定する件 (同四五)

き

令和六年六月二十五日

〇日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地 域を指定する件(同四六)

〇日高山脈襟裳十勝国立公園の指定植 〇日高山脈襟裳十勝国立公園の特別保 護地区を指定する件(同四七)

〇日高山脈襟裳十勝国立公園の特別地 物を指定する件(同四八) を定める件 域内における行為の許可基準の特例

### 公 告

諸 事 項

官庁 製造たばこ小売定価、 の取消処分関係 建設業の許

裁判所 破産、免責、 再生関係

特殊法人等

分関係 づく登録、 独立行政法人製品評価技術基盤機構 産業標準化法第五十七条の規定に基 日本弁護士連合会懲戒処

## 地方公共団体

会社その他 行旅死亡人、 公示送達関係

Ŧ.

会社決算公告

〇日高山脈襟裳十勝国立公園を指定す る件 (同四四)

(同四九)

,厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、

法務省、

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改

正

後

第七条 前条第一項

(第十二条第一項におい

第七条

同上

(本人確認書類

改

正

前

(本人確認書類)

て準用する場合を含む。)に規定する方法に

とする。ただし、第一号イ及びハに掲げる それぞれ当該各号に定める書類のいずれか る書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、 おいて、特定事業者が提示又は送付を受け 本人確認書類(特定取引等を行うための申

期間又は有効期限のある第一号口及びホ並 た印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。)並び 込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印し びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに に第三号に定める本人確認書類並びに有効

あっては特定事業者が提示又は送付を受け 第四号に定める本人確認書類にあっては特 る日前六月以内に作成されたものに限る。 定事業者が提示又は送付を受ける日におい て有効なものに、その他の本人確認書類に (第三号及び第四号に掲げる者

イ・ロ 同上

を除く。) イ・ロ

次に掲げる書類のいずれか

同上

府 令 省

# 、国土交通省、厚生労働省、、総務省、 農林水産省、

れらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 並びに第四項の規定に基づ 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二号)第四条第一項及び第二項(こ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

内閣総理大臣 総務大臣 岸田

鈴 木 坂本 武見 哲志 敬三 俊一

経済産業大臣 国土交通大臣 農林水産大臣 財務大臣 法務大臣 小泉 松本 **齋**藤 龍剛文司明雄 鉄 建

令第三号 令 厚生労働大臣

官

国民健康保険、健康保険、船員保険、

の申込み若しくは承諾に係る書類に顧 養手当証書、特別児童扶養手当証書若 保険者証、健康保険日雇特例被保険者 客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証 のに限る。) 又は特定取引等を行うため しくは母子健康手帳(当該自然人の氏 校教職員共済制度の加入者証、児童扶 方公務員共済組合の組合員証、 手帳、国家公務員共済組合若しくは地 後期高齢者医療若しくは介護保険の被 国民健康保険、健康保険、船員保険、 住居及び生年月日の記載があるも 私立学

[二・ホ 同上

三~四

同上

表中の の記載は注記である

備考

三~四

略 略

[二・ホ

### 附 則

〇厚生労働省令第十三号 第三百十七号)の施行の日(令和六年七月一日) この命令は、 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和五年政令 から施行する。

令和六年六月二十五日

する命令を次のように定める。

の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第三百十七号)

火曜日

厚生労働大臣 内閣総理大臣 武見 岸田 敬三 文雄

第十九号)の一部を次の表のように改正する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令

(傍線部分は改正部分)

第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請 を提示した場合の申請書については、 給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類 該申請を行う支給決定障害者等が、当該支 村に提出しなければならない。ただし、当 号に掲げる事項を記載した申請書を、市町 をしようとする支給決定障害者等は、 支給決定障害者等の個人番号 (受給者証の再交付の申請) (当該申請に 、当該 第一

(受給者証の再交付の申請) 改 正

令和 6 年 6 月 25 日

改

正

後

第二十三条 令第十六条の規定に基づき申請 該申請を行う支給決定障害者等が、当該支 号に掲げる事項を記載した申請書を、市町 をしようとする支給決定障害者等は、 支給決定障害者等の個人番号(当該申請に を提示した場合の申請書については、当該 給決定障害者等に係る第二号に掲げる書類 村に提出しなければならない。ただし、当 第一

> 係る障害者等が障害児である場合の申請書 む。)を記載することを要しない については、当該障害児の個人番号を含

であって、次に掲げるもののいずれかに 該当するもの 人識別事項」という。)が記載された書類 氏名及び生年月日又は居住地(以下「個

### (略)

 被保険者証等(医療保険各法 認めるもののうち二以上の書類 以下同じ。)又は官公署から発行され、 手当法(昭和三十六年法律第二百三十 同じ。)、児童扶養手当証書 (児童扶養 保険法による被保険者証をいう。以下 以下同じ。)、組合員証及び加入者証(組 るべき余白があるものに限る。)を含 保険者手帳(健康保険印紙を貼り付け 険者証 共済法 律第百五十二号)及び私立学校教職員 公務員等共済組合法(昭和三十七年法 和三十三年法律第百二十八号)、地方 という。)、国家公務員共済組合法 第八十号。以下「高齢者医療確保法」 確保に関する法律(昭和五十七年法律 法律第百九十二号)、高齢者の医療の 号)、国民健康保険法(昭和三十三年 船員保険法(昭和十四年法律第七十三 保険法(大正十一年法律第七十号)、 類する書類であって市町村長が適当と 若しくは発給された書類その他これに 養者証を含む。以下同じ。)並びに介護 合員証及び加入者証については、被扶 む。第三十八条第一項第一号を除き、 五号)をいう。以下同じ。)による被保 八号)による児童扶養手当証書をいう。 (健康保険法による日雇特例被 (昭和二十八年法律第二百四十 (昭

> については、当該障害児の個人番号を含 係る障害者等が障害児である場合の申請書 む。)を記載することを要しない。

であって、次に掲げるもののいずれかに 該当するもの 人識別事項」という。)が記載された書類氏名及び生年月日又は居住地(以下「個

### 略)

共済法(昭和二十八年法律第二百四十 号)、国民健康保険法(昭和三十三年 保険法 (大正十一年法律第七十号)、 手当法(昭和三十六年法律第二百三十 同じ。)、児童扶養手当証書(児童扶養 保険法による被保険者証をいう。以下 以下同じ。)、組合員証及び加入者証(組 るべき余白があるものに限る。)を含 保険者手帳(健康保険印紙を貼り付け 険者証(健康保険法による日雇特例被 五号)をいう。以下同じ。)による被保 律第百五十二号)及び私立学校教職員 公務員等共済組合法(昭和三十七年法 和三十三年法律第百二十八号)、地方 という。)、国家公務員共済組合法(昭 第八十号。以下「高齢者医療確保法」 確保に関する法律(昭和五十七年法律 法律第百九十二号)、高齢者の医療の 船員保険法(昭和十四年法律第七十三 別児童扶養手当等の支給に関する法律 以下同じ。)、特別児童扶養手当証書(特 養者証を含む。以下同じ。)並びに介護 合員証及び加入者証については、被扶 む。第三十八条第一項第一号を除き、 ハ号) による児童扶養手当証書をいう。 被保険者証等(医療保険各法 (昭和三十九年法律第百三十四号)

2 •

2 •

略

めるもののうち二以上の書類

する書類であって市町村長が適当と認

しくは発給された書類その他これに類 下同じ。)又は官公署から発行され、 よる特別児童扶養手当証書をいう。